

いつもお世話になります。現代人の食事時間は平均 11 分、嚙む回数は 620 回だそうです。この数字は戦前の約半分、鎌倉時代に比べると 3 分の 1 以下だとか。日々の仕事で時間に追われ、「食べることを大事にする気持ちが薄くなっている表れかもしれません。「いただきます」の感謝を忘れないように戒めたいものですね。

今さら聞けない 経済用語

【今月の教えてキーワード：総合診療医】

初期の診断をする医師、最初にかかる「かかりつけ医」のこと。特定の専門分野にとどまらず、問診によって患者の病名を特定するエキスパートとして医療界で注目されている。総合診療医が診断できなかった場合や、検査や手術が必要と判断した場合には病院に送るという流れである。個々の役割を明確にし、病院には入院医療・救急医療・手術などに医師や看護師を集中させるのが目的であり、医療費の抑制にも大きな期待がかかる。

知っとこ! 「税務のマメ知識」

【税金の納付が期限に遅れると・・・】

税金は納付期限に遅れると日数に応じて延滞税が課税されます。原則として法定納期限の翌日から完納する日が、2ヶ月以内については年「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い方、それ以降の部分については年14.6%の税率で課税されます。また、状況によっては過少申告加算税、無申告加算税、重加算税といった税金が発生します。過少申告加算税は、税務署の調査を受けた後で修正申告をした場合などに課税されます。金額は新たに納めることになった税金の10%相当額です。ただし、新たに納める税金が当初の申告納税額と50万円とのいずれか多い金額を超えている場合、その超えている部分については15%になります。無申告加算税は、正当な理由なく期限後申告をした場合などにかかります。原則として納付すべき税額に対し50万円までは15%、50万円を超える部分は20%の税率で課税されます。インターネットビジネスなどによる課税逃れが多いことから、平成18年度税制改正で50万円を超える部分の税率が引き上げられています。重加算税は、売上の除外や架空経費の計上など、意図的に事実を隠ぺいまたは偽装して申告した場合、過少申告加算税に加え追加納税額の35%が、また、申告をしなかった場合は無申告加算税に加え納税額の40%が課税されます。



今を生きる 先人の言葉

労働が体を強く
するようには困難は
心と強くする。

古代ローマ帝国の政治家であるセネカの言葉。一切の負担を掛けずに体を鍛えることはできない。同様に心にも試練を与え、それを乗り越えてこそ強くなるものだ。

トレンドを斬る!

味噌や醤油など伝統的な発酵食品に欠かせない麴。米麴と塩を発酵させた「塩麴」が万能調味料としてブームを呼んでいます。

これを塩の代わりに使うと麴に含まれる酵素の働きでまろやかな味わいとなり、野菜や肉は漬けるだけで旨味や甘味が増すそうです。さらに豊富な乳酸菌が腸内の環境を整え、免疫力アップ、老化防止など健康への効果も期待できます。手軽に使える商品化が進み、レシピ本も豊富。日本古来の麴パワーが僅かながらも景気の回復に一役買いそうですね。



365日が楽しくてたまらない! 「商売のヒント」

今月の商売のヒント:【ある若者に学ぶ「真のホスピタリティ」】

「顧客第一主義」をうたう企業は数多く、「ホスピタリティ (おもてなしの心)」という言葉も商売の常套句になりました。しかし、当たり前になってくると本質を見失うのが人間です。大事なのは耳あたりの良い言葉を掲げるのではなく実際の行動です。30歳の若者が改めてそれを教えてくれました。



世界最高峰のエベレストに「単独」「無酸素」で挑む栗城史多 (くりきのぶかず) さんを一躍有名にしたのは、登山の様子を自らビデオカメラで撮影してリアルタイムで動画配信する「自分撮り」というスタイル。普通なら1グラムでも荷物を軽くしようとする登山で、わざわざ重い機材を抱えて自分撮りしながら世界6大陸の最高峰を踏破してきたのは、「夢や冒険の共有」を目指しているからだそうです。エベレスト挑戦の費用は7200万円。山を下りた彼には「資金集め」という、これまた「高い山」が待っています。起業家としてスポンサー獲得に奔走する一方で、各地を回っての講演活動。その講演に参加した60代のある社長が、「栗城史多という若者から真のホスピタリティを学んだ」としきりに感心していました。

講演会後のサイン会で彼は立ったまま1人ひとりを迎え、チケットの半券でもレシートでも携帯電話の電池でも背中でも、差し出されたものすべてに快くサインをしたそうです。その日、サイン会の列に並んだ人はおよそ300人。そのほとんどが栗城さんに自分自身の夢を語ると、彼はすべての人の話に熱心に耳を傾け、「一緒に夢を叶えましょう」と激励し、会場がタイムリミットになってしまった

あとは、寒い中、外に出てまでサインを続けたそうです。来てくれた人を精一杯もてなしたい。夢や冒険の共有を目指す彼にとって、それはごく自然な行動なのだと思います。どんなに素晴らしいことでも、言葉を並べるだけなら単なる「標語」で終わってしまいます。掲げた「顧客第一主義」「ホスピタリティ」をただの標語に変えてしまわないように、私たちもよりいっそう魂を込めて商売に励んでいきたいですね。



MCS 税理法人立川事務所

〒190-0023

立川市柴崎町 3-11-4 千代田生命立川ビル 4階

電話: 042-595-7671 FAX: 042-528-6949

<http://www.mcs-office.jp>

mail: info@mcs-office.jp



MCS 税理士法人立川事務所所長の税理士舛田です。様々なご相談に親身になってお答えいたしますのでお気軽にお問い合わせください。お問い合わせは無料です。